

確認申請手数料 (山梨県)

確認検査申請手数料

■ 建築物に関する確認申請手数料(第2条関係)

単位: 円

床面積の合計	建設地及び建築物の用途等		
	山梨県		
	①	②	③
100㎡以内	12,000	13,000	21,000
100を超え、200㎡以内	19,000	20,000	31,000
200を超え、500㎡以内	25,000	27,000	41,000
500を超え、1,000㎡以内	47,000	68,000	90,000
1,000を超え、2,000㎡以内	70,000	140,000	150,000
2,000を超え、3,000㎡以内	—	190,000	270,000
3,000を超え、4,000㎡以内	—	230,000	330,000
4,000を超え、5,000㎡以内	—	280,000	380,000
5,000を超え、6,000㎡以内	—	370,000	420,000
6,000を超え、8,000㎡以内	—	380,000	480,000
8,000を超え、10,000㎡以内	—	400,000	520,000
10,000を超え、20,000㎡以内	—	520,000	620,000
20,000を超え、50,000㎡以内	—	620,000	840,000
50,000を超え、100,000㎡以内	—	870,000	1,260,000
100,000を超え、200,000㎡以内	—	1,370,000	1,800,000
200,000㎡を超える	—	1,670,000	2,200,000
簡易な計画変更	7,000	7,000	7,000

注	①	建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎(グループホームを除く)、事務所、工場、倉庫、配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物
	③	上記以外の建築物

※確認申請の手数料は非課税です。

床面積の合計は、次の区分及び方法により算定し、計画建築物に申請以外の部分がある場合においては、申請以外の部分の床面積に1/2を乗じた数値又は申請部分の床面積に5を乗じた数値のうちいずれか小さい方の数値を加えた面積とします。(③、④、⑥を除く。)

- 建築物を建築(新築、増築、改築とする。以下同じ。)する場合 当該建築に係る部分の床面積
- 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認がセンター以外で行われている場合 当該建築に係る部分の床面積
- 確認を受けた建築物(床面積の合計が500㎡を超えるものに限る)の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該変更に係る直前の確認がセンターで行われている場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2(※)
- 確認を受けた建築物(床面積の合計が500㎡以内のものに限る)の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該変更に係る直前の確認がセンターで行われている場合 当該計画の変更に係る建築物の建築に係る部分の床面積の1/2(※)
- 建築物の移転、大規模の修繕・模様替、用途変更をする場合 当該移転、修繕、模様替または用途の変更に係る部分の床面積の1/2
- 当センターで確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転、修繕、模様替又は用途を変更する場合で、当該変更に係る直前の確認がセンターで行われている場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2(床面積を増加する部分がある場合にあっては、当該増加する部分の床面積の1/2を別途加えたものとする。)

(※) 床面積を増加する部分がある場合にあっては、当該増加する部分の床面積を別途加えたものとする。

確認申請手数料

確認検査申請手数料

● 構造計算書の添付を要する建築物の確認申請手数料は、以下の金額を加算します。

単位：円

申請建築物1棟ごとの床面積	手数料の加算額			
	構造計算の種類等			
	▼令第81条第3項に定める基準に従った構造計算(ルート1又は同等計算)	▼令第81条第2項第2号イに規定する構造計算で法第6条の3第1項ただし書きによる特例(ルート2特例)の適用を受けるもの(許容応力度等計算(ルート2)又は同等計算)	▼令第81条第2項第1号イに規定する構造計算(保有水平耐力計算(ルート3)又は同等計算) ▼令第81条第2項第2号イに規定する構造計算で左記以外のもの(許容応力度等計算(ルート2)又は同等計算)	▼令第81条第2項第1号ロに規定する構造計算(限界耐力計算又は同等計算) ▼平成12年10月17日建設省告示第2009号に規定する免震建築物の構造方法による構造計算
200㎡以内	15,000	80,000	20,000	50,000
200を超え、1,000㎡以内	30,000	80,000	40,000	60,000
1,000を超え、3,000㎡以内	40,000	100,000	50,000	80,000
3,000を超え、10,000㎡以内	50,000	120,000	60,000	90,000
10,000を超え、50,000㎡以内	60,000	160,000	80,000	120,000
50,000㎡を超える	80,000	280,000	100,000	150,000

注 申請建築物が、法第20条第2項の適用を受ける建築物は、それぞれを申請建築物1棟とみなす。

※確認申請の手数料は非課税です。

● 天空率により設計を行った建築物の確認申請手数料は、以下の金額を加算します。

単位：円

床面積の合計	手数料の加算額
100㎡以内	3,000
100を超え、200㎡以内	5,000
200を超え、500㎡以内	7,000
500を超え、1,000㎡以内	15,000
1,000を超え、2,000㎡以内	25,000
2,000を超え、3,000㎡以内	40,000
3,000を超え、4,000㎡以内	45,000
4,000を超え、5,000㎡以内	55,000
5,000を超え、6,000㎡以内	70,000
6,000を超え、8,000㎡以内	75,000
8,000を超え、10,000㎡以内	80,000
10,000を超え、20,000㎡以内	100,000
20,000を超え、50,000㎡以内	120,000
50,000を超え、100,000㎡以内	170,000
100,000を超え、200,000㎡以内	270,000
200,000㎡を超える	330,000

※1.床面積の合計は、建築物に関する確認申請手数料同様の面積とする。(確認を受けた建築物の計画を変更する場合は、別途算定する。)
※2.法第56条第7項各号の適用(道路高さ制限、隣地高さ制限、北側高さ制限)ごとに加算する。

※確認申請の手数料は非課税です。

● 耐火性能検証法、区画避難安全検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法による設計を行った建築物の確認申請手数料は、以下の金額を加算します。

単位：円

申請建築物1棟ごとの検証対象部分の床面積	手数料の加算額
100㎡以内	6,000
100を超え、200㎡以内	10,000
200を超え、500㎡以内	14,000
500を超え、1,000㎡以内	30,000
1,000を超え、2,000㎡以内	55,000
2,000を超え、3,000㎡以内	80,000
3,000を超え、4,000㎡以内	90,000
4,000を超え、5,000㎡以内	110,000
5,000を超え、6,000㎡以内	140,000
6,000を超え、8,000㎡以内	150,000
8,000を超え、10,000㎡以内	160,000
10,000を超え、20,000㎡以内	200,000
20,000を超え、50,000㎡以内	240,000
50,000を超え、100,000㎡以内	340,000
100,000を超え、200,000㎡以内	540,000
200,000㎡を超える	660,000

※加算額は、耐火性能検証法、区画避難安全検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法により設計を行った建築物ごとに算定した額の合計とする。

検査申請手数料 (山梨県)
建築設備、工作物 確認検査申請手数料

確認検査申請手数料

■ 建築物に関する 中間検査申請手数料 (第4条関係)

単位:円

中間検査を行う部分の 床面積の合計	中間検査		
	建設地及び建築物の用途等		
	山梨県		
	①	②	③
100㎡以内	15,000	16,000	22,000
100を超え、200㎡以内	21,000	22,000	30,000
200を超え、500㎡以内	27,000	29,000	40,000
500を超え、1,000㎡以内	50,000	56,000	66,000
1,000を超え、2,000㎡以内	67,000	130,000	150,000
2,000を超え、3,000㎡以内	—	150,000	170,000
3,000を超え、4,000㎡以内	—	160,000	200,000
4,000を超え、5,000㎡以内	—	180,000	220,000
5,000を超え、6,000㎡以内	—	210,000	260,000
6,000を超え、8,000㎡以内	—	230,000	280,000
8,000を超え、10,000㎡以内	—	250,000	300,000
10,000㎡を超える	—	300,000	350,000

注	①	建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍(グループホームを除く)、事務所、工場、倉庫、配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物
	③	上記以外の建築物

※ 検査申請の手数料は非課税です。

※ 当センターで取扱う保険法人の現場検査を当センター検査員が同時に行う場合の中間検査手数料は、上記金額の1,000円引きとします。

■ 建築設備、工作物関係に関する確認、完了検査申請手数料表 (第3条、第6条関係)

単位:円

種別	手数料の額			
	確認申請	完了検査申請		
建築設備	小荷物専用昇降機	15,000	18,000	
	昇降機	型式部材等製造者認証	19,000	24,000
	昇降機	上記以外	30,000	35,000
	昇降機以外	30,000	35,000	
工作物		26,000	26,000	

※ 確認検査申請の手数料は非課税です。

※ 確認を受けた建築設備及び工作物の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認がセンターで行われている場合は、上記金額の3,000円引きとします。

※ 複数ある昇降機を同時に行う完了検査は昇降機一台につき上記金額の2,000円引きとします。

※ 完了検査の対象となる建築設備・工作物の計画に係る直前の確認を行った者がセンター以外の場合は、上記金額に5,000円を加算します。

検査申請手数料 (山梨県)

確認検査申請手数料

■ 建築物に関する 完了検査申請手数料 (第5条関係)

単位:円

床面積の合計	完了検査		
	建設地及び建築物の用途等		
	山梨県		
	①	②	③
100㎡以内	16,000	17,000	22,000
100を超え、200㎡以内	22,000	23,000	32,000
200を超え、500㎡以内	30,000	31,000	44,000
500を超え、1,000㎡以内	54,000	61,000	72,000
1,000を超え、2,000㎡以内	75,000	130,000	140,000
2,000を超え、3,000㎡以内	—	160,000	220,000
3,000を超え、4,000㎡以内	—	190,000	240,000
4,000を超え、5,000㎡以内	—	220,000	260,000
5,000を超え、6,000㎡以内	—	270,000	300,000
6,000を超え、8,000㎡以内	—	280,000	340,000
8,000を超え、10,000㎡以内	—	290,000	370,000
10,000を超え、20,000㎡以内	—	370,000	440,000
20,000を超え、50,000㎡以内	—	450,000	600,000
50,000を超え、100,000㎡以内	—	750,000	880,000
100,000を超え、200,000㎡以内	—	900,000	1,100,000
200,000㎡を超える	—	1,200,000	1,500,000

注	①	建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎(グループホームを除く)、事務所、工場、倉庫、配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物
	③	上記以外の建築物

※ 検査申請の手数料は非課税です。

床面積の合計は、次の区分及び方法により算定し、計画建築物に申請以外の部分がある場合(直前にセンターで仮使用認定通知書(すべての申請建築物の工事が完了している場合に限る。))の交付を受けている場合を除く)においては、申請以外の部分の床面積に1/2を乗じた数値又は申請部分の床面積に5を乗じた数値のうちいずれか小さい方の数値を加えた面積とします。(③を除く。)

- 建築物を建築する場合 当該建築に係る部分の床面積
- 建築物の移転、または大規模の修繕・模様替をする場合 当該移転、修繕、模様替に係る部分の床面積の1/2
- 完了検査申請の直前にセンターで仮使用認定通知書(すべての申請建築物の工事が完了している場合に限る。))の交付を受けている場合 床面積は100㎡以内とみなす
- 完了検査申請の直前にセンターで仮使用認定通知書(建築物の一部(同一棟に限る。))を仮使用する場合を除く)の交付を受けている場合 当該建築に係る部分の床面積から仮使用部分(別棟の部分に限る。))の床面積を除いた床面積

建築物の完了検査申請手数料における センター以外の者が確認を行った建築物の加算手数料

確認検査申請手数料

● センター以外の者が確認を行った建築物の完了検査申請手数料は、下記の金額を加算します。

単位:円

床面積の合計	建築物の用途等		
	①	②	③
100㎡以内	2,000	3,000	5,000
100㎡を超え、200㎡以内	4,000	5,000	7,000
200㎡を超え、500㎡以内	5,000	7,000	9,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	10,000	15,000	19,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	15,000	25,000	30,000
2,000㎡を超え、3,000㎡以内	—	40,000	55,000
3,000㎡を超え、4,000㎡以内	—	45,000	70,000
4,000㎡を超え、5,000㎡以内	—	55,000	80,000
5,000㎡を超え、6,000㎡以内	—	70,000	85,000
6,000㎡を超え、8,000㎡以内	—	75,000	100,000
8,000㎡を超え、10,000㎡以内	—	80,000	110,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内	—	100,000	130,000
20,000㎡を超え、50,000㎡以内	—	120,000	170,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内	—	170,000	260,000
100,000㎡を超え、200,000㎡以内	—	270,000	360,000
200,000㎡を超える	—	330,000	440,000

注	①	建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍(グループホームを除く)、事務所、工場、倉庫、配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物
	③	上記以外の建築物

※ 検査申請の手数料は非課税です。

床面積の合計は、次の区分及び方法により算定し、計画建築物に申請以外の部分がある場合においては、申請以外の部分の床面積に1/2を乗じた数値又は申請部分の床面積に5を乗じた数値のうちいずれか小さい方の数値を加えた面積とします。

- (1) 建築物を建築(新築、増築、改築とする。以下同じ。)する場合 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 建築物の移転、大規模の修繕・模様替をする場合 当該移転、修繕、模様替に係る部分の床面積の1/2

仮使用認定申請手数料（第8条関係）

■建築物の一部（同一棟に限る）を仮使用する場合

単位：円

床面積の合計	建築物の用途等		
	①	②	③
100㎡以内	22,300	25,000	28,000
100㎡を超え、200㎡以内	31,000	35,000	41,300
200㎡を超え、500㎡以内	42,300	47,600	56,600
500㎡を超え、1,000㎡以内	69,600	83,600	98,600
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	98,300	120,000	120,000
2,000㎡を超える	—		

注

①	建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物
②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍（グループホームを除く）、事務所、工場、倉庫、配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物
③	上記以外の建築物

※仮使用認定申請の手数料は非課税です。

床面積の合計は、次の区分及び方法により算定します。

- 床面積の合計は、仮使用に係る部分の床面積の合計とする
- 当該申請の前にセンターで仮使用認定通知書（当該申請建築物以外の建築物の場合に限る）の交付を受けている場合は、仮使用認定を受けている部分の床面積（別棟部分に限る）を除く
- センターで仮使用認定通知書の交付を受けている場合で、仮使用部分及び安全計画書に変更が無く仮使用期間のみ延長する申請の場合床面積は100㎡以内とみなす

仮使用認定申請手数料（第8条関係）（山梨県）

確認検査申請手数料

■前表に掲げる場合以外の場合

単位:円

床面積の合計	建設地及び建築物の用途等		
	山梨県		
	①	②	③
100㎡以内	16,000	17,000	22,000
100㎡を超え、200㎡以内	22,000	23,000	32,000
200㎡を超え、500㎡以内	30,000	31,000	44,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	54,000	61,000	72,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	75,000	130,000	140,000
2,000㎡を超え、3,000㎡以内	—	160,000	220,000
3,000㎡を超え、4,000㎡以内	—	190,000	240,000
4,000㎡を超え、5,000㎡以内	—	220,000	260,000
5,000㎡を超え、6,000㎡以内	—	270,000	300,000
6,000㎡を超え、8,000㎡以内	—	280,000	340,000
8,000㎡を超え、10,000㎡以内	—	290,000	370,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内	—	370,000	440,000
20,000㎡を超え、50,000㎡以内	—	450,000	600,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内	—	750,000	880,000
100,000㎡を超え、200,000㎡以内	—	900,000	1,100,000
200,000㎡を超える	—	1,200,000	1,500,000

注	①	建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎（グループホームを除く）、事務所、工場、倉庫、配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物
	③	上記以外の建築物

※仮使用認定申請の手数料は非課税です。

床面積の合計は、次の区分及び方法により算定し、計画建築物に申請以外の部分がある場合（直前にセンターで仮使用認定通知書（すべての申請建築物の工事が完了している場合に限る。）の交付を受けている場合を除く）においては、申請以外の部分の床面積に1/2を乗じた数値又は申請部分の床面積に5を乗じた数値のうちいずれか小さい方の数値を加えた面積とします。
ただし、センターで仮使用認定通知書の交付を受けている場合で、仮使用部分及び安全計画書に変更が無く仮使用期間のみ延長する申請の場合床面積は100㎡以内とみなします。

- 建築物を仮使用する場合 仮使用にかかる部分の床面積の合計
- 当該仮使用認定申請の前にセンターで仮使用認定通知書（当該申請建築物以外の建築物の場合に限る。）の交付を受けている場合 当該仮使用に係る部分の床面積の合計から仮使用認定を受けている部分の床面積（別棟部分に限る）を除いた床面積

完了検査及び仮使用認定申請における
省エネ適合性判定を要した建築物の加算手数料

確認検査申請手数料

- 建築物が建築物省エネ法に係る適合性判定を要する場合には、下表に掲げる額を加算します。
(建築物の一部(同一棟に限る。)を仮使用する場合を除く。)

ただし、当該申請の前にセンターで仮使用認定通知書(当該申請建築物以外の建築物の場合に限る)の交付を受けている場合は、仮使用認定を受けている建築物(別棟に限る)の割増手数料は加算しません。(第5条、第8条関係)

単位:円

省エネ適合性判定を要する部分の床面積の合計	省エネ判定の建築物の用途	
	工場等	左記以外
100㎡以内	10,000	12,000
100㎡を超え、200㎡以内	11,000	13,000
200㎡を超え、500㎡以内	15,000	18,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	24,000	29,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	35,000	40,000
2,000㎡を超え、3,000㎡以内	45,000	65,000
3,000㎡を超え、4,000㎡以内	55,000	70,000
4,000㎡を超え、5,000㎡以内	65,000	75,000
5,000㎡を超え、6,000㎡以内	80,000	90,000
6,000㎡を超え、8,000㎡以内	85,000	100,000
8,000㎡を超え、10,000㎡以内	90,000	110,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内	110,000	130,000
20,000㎡を超え、50,000㎡以内	130,000	180,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内	220,000	260,000
100,000㎡を超え、200,000㎡以内	270,000	330,000
200,000㎡を超える	360,000	450,000

※ 検査申請及び仮使用認定申請の手数料は非課税です。

- ※1 加算額は、適合性判定を要した建築物ごとに算定した額の合計とする。
- ※2 省エネ判定の建築物の用途で工場等とは、工場(評価対象が照明設備のみ)、危険物の貯蔵又は処理、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他これらに類するもので、当該用途のみの場合とする。
- ※3 省エネ適合性判定が必要な建築物でセンター以外の機関が判定通知書を交付した場合、表の各区分の料金の2倍とする。
- ※4 省エネ適合性判定を必要とした増改築において既存部分のBEIIにデフォルト値1.2を使用した場合の申請床面積の区分は、既存部分の床面積を除いた床面積とする。
ただし、既存部分のBEIIにデフォルト値1.2を使用しない場合にあつては、既存部分を含めた建築物全体の床面積とする。
- ※5 建築物全体が当該省エネ適合性判定の計算対象から除外される用途の場合は加算しない。

完了検査及び仮使用認定申請における 省エネ適合性判定を要した建築物で、一定の範囲内の 省エネ性能が低下する変更がある場合の加算手数料

確認検査申請手数料

- 建築物省エネ法に係る適合性判定を要した建築物で、一定の範囲内の省エネ性能が低下する変更がある場合には、下表に掲げる額を加算します。(第5条、第8条関係)(建築物の一部(同一棟に限る。)を仮使用する場合を除く。)

単位:円

省エネ適合性判定を要する部分の 床面積の合計	評価方法	省エネ判定の建築物の用途		
		ホテル等、病院等、 集会所等及びこれらを含む複合用途	工場等	左記以外
300㎡未満	標準入力法・主要室入力法	19,000	9,000	11,000
	モデル建物法	10,000	4,000	6,000
300㎡以上、500㎡未満	標準入力法・主要室入力法	20,000	10,000	12,000
	モデル建物法	11,000	4,000	7,000
500㎡以上、1,000㎡未満	標準入力法・主要室入力法	26,000	12,000	17,000
	モデル建物法	13,000	5,000	8,000
1,000㎡以上、2,000㎡未満	標準入力法・主要室入力法	31,000	16,000	21,000
	モデル建物法	18,000	7,000	10,000
2,000㎡以上、3,000㎡未満	標準入力法・主要室入力法	37,000	21,000	25,000
	モデル建物法	21,000	10,000	12,000
3,000㎡以上、4,000㎡未満	標準入力法・主要室入力法	42,000	24,000	29,000
	モデル建物法	24,000	11,000	15,000
4,000㎡以上、5,000㎡未満	標準入力法・主要室入力法	47,000	27,000	34,000
	モデル建物法	26,000	12,000	17,000
5,000㎡以上、10,000㎡未満	標準入力法・主要室入力法	54,000	30,000	40,000
	モデル建物法	28,000	13,000	20,000
10,000㎡以上、20,000㎡未満	標準入力法・主要室入力法	60,000	35,000	46,000
	モデル建物法	35,000	15,000	22,000
20,000㎡以上、50,000㎡未満	標準入力法・主要室入力法	72,000	40,000	56,000
	モデル建物法	40,000	20,000	29,000
50,000㎡以上	標準入力法・主要室入力法	別途見積	別途見積	別途見積
	モデル建物法	別途見積	別途見積	別途見積

※ 検査申請及び仮使用認定申請の手数料は非課税です。

※1 加算額は、適合性判定を要した建築物ごとに算定した額の合計とする。

※2 判定対象床面積が50,000㎡以上の加算額は、別途見積とする。

※3 省エネ判定の建築物の用途で工場等とは、工場(評価対象が照明設備のみ)、危険物の貯蔵又は処理、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他これらに類するものとする。

※4 用途区分が複数存在する建築物の加算額は、次により算定した額のうち、いずれか低額な額とする。

・建築物の用途区分毎に該当加算額を算出し、それぞれを合計した額。
・建築物全体の判定対象床面積に用途区分で複雑な区分により算出した額。

※5 省エネ適合性判定を必要とした増改築において既存部分のBEIにデフォルト値1.2を使用した場合の申請床面積の区分は、既存部分の床面積を除いた床面積とする。

ただし、既存部分のBEIにデフォルト値1.2を使用しない場合にあっては、既存部分を含めた建築物全体の床面積とする。

※6 建築物全体が当該省エネ適合性判定の計算対象から除外される用途の場合は加算しない。

確認検査申請手数料の減額措置について

確認検査申請手数料

確認検査申請手数料において以下の減額措置を定めています。
詳しくは、当センター企画・営業課にお問い合わせください。

①大口の顧客の減額

年間おおよそ50件以上の建築確認を当センターへ申請する見込みのお客様に対し、申請件数に応じて5%から16%まで減額率を定め、確認検査申請手数料を減額します。

②効率的な審査等による減額

確認申請において、効率的な審査ができると認められた方法で年間おおよそ50件以上の申請をするお客様に対し、確認申請手数料の加算額について、上限を50%として減額します。

③優良住宅団地特例制度による減額

当センターが優良住宅団地特例制度に基づき優良住宅団地として指定した団地に建設される住宅に係る申請については、確認検査申請手数料から各申請1件につき1,000円減額します。

④公共建築物の減額

建築主が地方公共団体の長である確認検査申請手数料については、所轄の特定行政庁の手数料と同額とすることができます。

⑤工作物の減額

年間おおよそ30件以上の工作物の確認を当センターへ申請する見込みのお客様に対し、確認検査申請手数料から各申請1件につき1,000円減額します。

⑥センターが定める期間、条件の申請の減額

あらかじめセンターが定める期間内に、あらかじめ定めた条件の申請を行った場合の確認検査申請手数料を減額します。

※ 優良住宅団地特例制度とは、静岡県が推進する「豊かな暮らし空間創生住宅地」の認定又は当該認定に準ずる良好な住宅地などを「優良住宅団地」として指定するものです。指定の要件等につきましては、当センター企画・営業課にお問い合わせください。

※ ①、②及び③の減額規定は、併用が可能です。④～⑥は他の減額規定との併用はできません。